



厚生労働省

滋賀労働局

働きやすい滋賀をめざして

滋賀労働局発表

平成27年10月1日（木）

担	需給調整事業室 室長 西村 武志
当	需給調整指導官 田中 剛史
	TEL 077-526-8617

## 労働者派遣制度の見直しにかかる 総合相談窓口の設置

### 概況

平成27年9月30日に労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が施行されたことに伴い、「労働者派遣制度の見直しにかかる総合相談窓口」を9月30日に需給調整事業室内に設置した。

（総合相談窓口での対応等）

#### （1）許可審査に関する相談等

##### ①対象者

特定労働者派遣事業の廃止に伴い、特定労働者派遣事業から労働者派遣事業に移行するために許可申請を行おうとする者及び新たに労働者派遣事業を行うため、労働者派遣事業の許可申請を行おうとする者

##### ②対応

労働者派遣事業に関する許可申請・届出に係る事務等に関する助言等を行う

#### （2）いわゆる26業務に従事する派遣労働者等からの相談等

##### ①対象者

いわゆる26業務に従事している派遣労働者で労働契約の期間満了後の更新の拒絶や中途解除等の不安を抱える者。労働契約の期間満了後の更新の拒絶や中途解除等により離職した者

##### ②対応

①の対象者から寄せられる相談に対し、必要な助言、援助及び情報提供を行う

#### （3）改正法の経過措置の取扱いに疑義のある派遣労働者・事業主からの相談関係等

##### ①対象者

今回の改正によって経過措置の取扱いに疑義のある派遣労働者・事業主

##### ②対応

①の対象者から寄せられる相談に対し、必要な助言、援助及び情報提供を行う

#### （4）総合相談窓口設置場所

滋賀労働局職業安定部需給調整室内 大津市梅林1丁目3番10号滋賀ビル3F

（電話 077-526-8617）